

商標法の一部を改正する法律の施行に伴う商標法施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令要綱

第一 商標法施行令の規定の整理

商標法施行令の一部を改正し、規定の整理を行うこと。（第一条関係）

第二 経過措置

商標の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の適用に関する経過措置を定めること。（第二条関係）

第三 附則

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。（附則関係）